第四十四条	開票管理者	市町村の選挙管理委員会
	投票所ならない	期日前投票所ならない。ただし、投票管理者が投票箱の保管のため必要があると認めるときは、この限りでない
第四十四条の二第一項	選挙の当日は、法第五十五条又は第五十六条	期日前投票所において、当該期日前投票所を設ける期間の末日に及び市町村の選挙管理委員会は、法第四十八条の二第五項の規定により読み替えて適用される法第五十五条
第四十四条の二第六項及び第七項		

第四十九条の十の見出し中「かぎ」を「鍵」に改め、同条中「第四十八条の二第二項」を「第四十八条の二第五項」に、「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に、「かぎ」を「鍵」に改め、第四章の三中同条を第四十九条の十一とする。

第四十九条の九を第四十九条の十とする。

第四十九条の八の次に次の一条を加える。

（期日前投票所を開かず、又は閉じる場合等の通知）

第四十九条の九　市町村の選挙管理委員会は、法第四十八条の二第三項の規定により期日前投票所を開かず、又は閉じる場合には、直ちにその旨を当該期日前投票所の投票管理者及び関係のある開票管理者（指定都市においては、区の選挙管理委員会を経てこれらの者）に通知しなければならない。

第四章の三を第四章の四とし、第四章の二を第四章の三とする。

第四章の次に次の一章を加える。

第四章の二　共通投票所

（共通投票所を設ける場合における関係規定の適用の特例）

第四十八条の三　法第四十一条の二第一項の規定により共通投票所を設ける場合における次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句とする。

第二十四条第一項	選挙権	選挙権（共通投票所の投票管理者の職務を代理すべき者にあつては、選挙権）
第二十五条	第三十七条第二項	第四十一条の二第五項の規定により読み替えて適用される法第三十七条第二項
第二十七条	投票所	投票所又は共通投票所
第二十八条第一項	各投票区	各投票区及び共通投票所
	投票所	投票所又は共通投票所
第二十八条第一項各号	区域	区域又は共通投票所
第二十九条第二項及び第三十一条第二項	投票所	投票所又は共通投票所
第三十二条	投票所	投票所及び共通投票所
第三十四条	投票所内	投票所内又は共通投票所
第四十条第一項	投票所	投票所又は共通投票所
第四十一条第四項	第四十八条第二項	第四十一条の二第五項の規定により読み替えて適用される法第四十八条第二項
第四十二条	投票所外	投票所外若しくは共通投票所外
	第六十条	第六十条（法第四十一条の二第六項において準用する場合を含む。）
第四十三条	第五十三条第一項	第四十一条の二第五項の規定により読み替えて適用される法第五十三条第一項
第四十四条	投票所	投票所又は共通投票所
第四十九条の五第二項	投票所内	投票所内及び共通投票所内
第九十三条第一項	各投票所	各投票所及び共通投票所
第百四条	投票所	投票所、共通投票所

（共通投票所を開かず、又は閉じる場合の通知）

第四十九条　市町村の選挙管理委員会は、法第四十一条の二第三項の規定により共通投票所を開かず、又は閉じる場合には、直ちにその旨を当該共通投票所の投票管理者及び関係のある開票管理者（指定都市においては、区の選挙管理委員会を経てこれらの者）に通知しなければならない。

第五十条第一項中「第二十九条」を「第二十九条第一項」に改め、「有料老人ホーム」の下に「（第四項において「有料老人ホーム」という。）」を加え、「以下この章」を「第四項及び第五十五条」に改め、「少年院」の下に「、少年鑑別所」を、「婦人補導院」の下に「（以下この章において「不在者投票施設」という。）」を加え、同条第三項中「は、前二項の」の下に「規定による」を加え、同条第四項中「管理者。以下この章」を「管理者。同条」に、「留置業務管理者をいう。以下この章」を「留置業務管理者をいう。第五十五条第四項第三号及び第九項」に改め、「少年院の長」の下に「、少年鑑別所の長」を加え、「第五十五条第八項」を「同条第八項」に、「においては」を「には」に、「同じ。」は、当該船舶、病院、老人ホーム、原子爆弾被爆者養護ホーム、国立保養所、身体障害者支援施設、保護施設、刑事施設、労役場、監置場、留置施設、少年院又は婦人補導院」を「「不在者投票施設の長」という。」は、当該不在者投票施設の長が管理する不在者投票施設」に、「、これらの」を「、当該」に、「文書をもつて」を「文書で」に改め、「同項の」及び「前項の」の下に「規定による」を加え、同条第五項中「有する者」の下に「若しくは同条第六項の規定により当該選挙の選挙権を有するものとみなされた者」を加え、「その」を「これらの」に、「船長、病院の院長、老人ホームの長、原子爆弾被爆者養護ホームの長、国立保養所の所長、身体障害者支援施設の長、保護施設の長、刑事施設の長、留置施設の長、留置業務管理者、少年院の長若しくは婦人補導院の長」を「不在者投票施設の長」に、「それらの」を「その」に、「においては」を「には」に、「法第四十四条第三項に規定する文書」を「引続居住証明書類」に改め、同条第六項中「第十八条に規定する」を削り、「船長、病院の院長、老人ホームの長、原子爆弾被爆者養護ホームの長、国立保養所の所長、身体障害者支援施設の長、保護施設の長、刑事施設の長、留置施設の留置業務管理者、少年院の長若しくは婦人補導院の長」を「不在者投票施設の長」に、「それらの」を「その」に、「においては」を「には」に改め、同条第七項中「第五十九条の七第一項に規定する」を削り、「船長、病院の院長、老人ホームの長、原子爆弾被爆者養護ホームの長、国立保